

# 道路・公園の占用許可及び 屋台営業ルールについて

---

## 講義目的

- ①道路・公園等の公共空間を利用し、  
屋台営業を行う者としての心構えを認識
- ②屋台の営業ルールを確認
- ③占用許可の申請手続き、  
1年間のスケジュール等を理解

## 公共空間を利用する上での心構え

## 公共空間を利用する上での心構え

屋台営業は、通常は認められていない、  
道路・公園といった**公共空間**を利用した  
**私的な営業活動**であり、道路・公園の  
本来の機能を阻害しない範囲内でのみ  
特別に認められている



福岡市屋台基本条例や関係法令等の  
**ルール遵守を前提**に特別に許可

営業者の皆さんに心掛けていただきたいことは…

## 公共空間を利用している以上、 屋台に対する市民の関心は 非常に高い

苦情やお叱りの声は、各区役所や市役所、警察署、国道事務所などの関係部署が、内容によってそれぞれ受けています。

## 福岡市に寄せられた市民の声

- 表示価格より2～3割多く請求された。料金が異常に高かった。ぼったくりではないか。
- 屋台が歩道内を走行しており危険だ。
- 歩道や車道に長時間、車やバイクを止め屋台の準備をしており、**歩行者の妨げになっている。**
- 歩道に屋台の器材が放置され危険である。
- **執拗な**客引き、声掛けを行っている。
- 生肉を触った手を自分のエプロンでふき、生野菜をもりつける。まな板で領収書を書くなど**不衛生**。
- 食器を拭くタオルが雑巾のように汚くて、衛生面が心配である。
- コロナ禍、三密となり、客席はぎゅうぎゅうで、店員の**マスクの着用もなかった**。コロナ対策を徹底すべきだ。
- 外国人とわかるなり、**店員の態度がわるくなった**。人種差別だ。

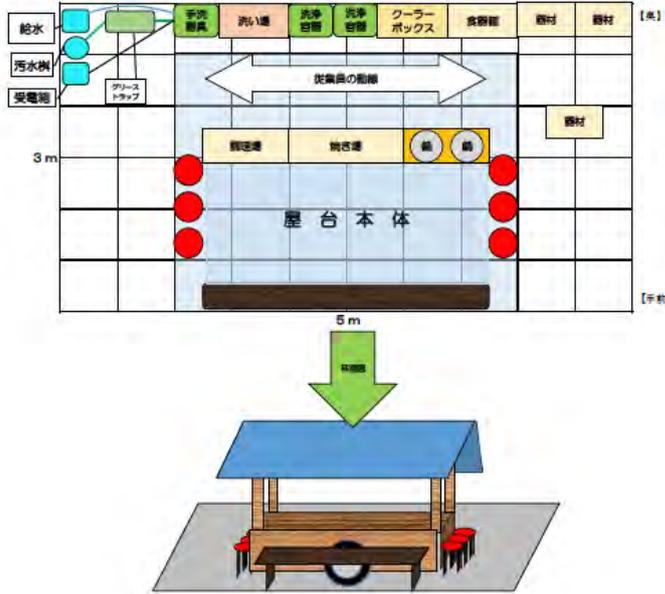
※ 令和3年4月から令和5年2月までに寄せられた苦情より引用

## 屋台の営業ルールについて

### 屋台営業のルールについて

- 屋台の営業にあたっては、道路法や都市公園法および福岡市屋台基本条例をはじめとした関係法令等にもとづき、**様々なルールを守っていただく必要があります。**
- ルールに違反した場合は、注意や警告、道路・公園の占用許可の停止や取り消し、許可の不更新の対象となる場合があります。

# 屋台営業のルール



- 占用時間・屋台規格について
- 屋台営業について
- 周辺環境について

など

※「屋台営業のルールについて」参照

# 屋台営業のルールについて(道路・公園 占用関係)

**屋台営業のルールについて** 道路・公園 占用関係

屋台の営業にあたっては、道路法や都市公園法および福岡市屋台基本条例をはじめとした関係法令等にもとづき、様々なルールを守っていただく必要があります。以下に記載した内容は、その主なものです。  
これらのルールに違反した場合は、注意や警告、道路・公園の占用許可の停止や取り消し、許可の不要となる対象となる場合があります。

- 占用時間・屋台規格等について
  - 道路・公園の占用時間は、屋台及び器材の搬入・搬出を含めて、営業開始から翌日の午前1時までであり、占用時間外に屋台及び器材等を占用場所に設置しないこと。  
また、屋台等は占用時間外においても適正な場所に保管すること。
  - 屋台の規格は、若葉、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、開口3m以内、奥行2.5m以内、規格外に設置しては営業を禁止。また、規格外で営業を禁止しないこと。
  - 上記規格内に設置することが困難な器材（机・椅子及び囲いを除く）は、上記規格を含む開口3m以内、奥行3m以内の定められた範囲内に、歩行者等の安全な通行の妨げとならないように設置すること（※「屋台設置のイメージ」参照）。
  - 占用許可を受けた区画において、屋台営業以外の行為をしないこと。
  - 屋台や占用場所等に、他人の物品や事業を保管するための、のれん、のぼり旗、立看板等を設置しないこと。ただし、公共用のものや自己の屋台営業に直接的に関わるものを屋台に設置する場合はこの限りでない。
  - 屋台営業を行うに当たっては、決断・占有許可の書を携帯し、及び道路占有許可証を屋台内の見やすい場所に掲示しなければならない。
  - 火災等の緊急事態時には、すみやかに屋台を移動できる状態を確保すること。
- 本人による営業について
  - 屋台営業は、占有許可を受けた者自ら道路を行わなければならない。屋台営業従事者がいる場合は、屋台営業従事者によりその氏名等を届け出ること。
  - 料金の表示については、利用者の見やすい場所に明示すること。
- 周辺環境について
  - 占用場所及びその周辺（以下「占用場所等」）は、常に清潔を行い、汚濁しないこと。
  - 占用場所等に屋台営業により生じたごみ、汚水を放置しないこと。
  - 汚水網の使用にあたっては、ゴミは排水口に設置すること。
  - 騒音防止対策を管理など、地域住民の生活環境に十分配慮すること。
  - 屋台を利用する者等が利用する場所の清潔に自ら努め、その場所を屋台の見やすい場所に明示し、周辺における公共便所の整備及び維持管理に協力すること。

**福岡市**  
FUKUOKA CITY

◆その他

- 屋台営業のために整備された**敷物、水道及び下水道の設備を適正に維持管理すること。**
- 道路・公園の占用料等及び上記設備の使用料を、規格内に納入すること。
- 屋台営業に關し、市が実施する講習会を受講すること。
- 占用許可の**有効期限内に営業**があるとき、1日以上の期間にわたって停止するとき、又は**営業を中止**するときは、速やかに届け出ること。
- 道路・公園に関する工事のためやむを得ない場合に、管理者が**占有許可の取り直し又は取替等の求めたときはこれに協力するとともに、取替等の費用は屋台業者が負担すること。**
- 道路及び公園管理者もしくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合は、屋台業者が損害賠償又は弁済処理を行うこと。
- その他、道路や公園の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するよう努めるとともに、道路法、都市公園法、及び福岡市屋台基本条例等の関係法令等を遵守すること。

屋台設置のイメージ

【屋台の規格】  
開口3m以内×奥行2.5m以内

【規格内に設置できない器材を設置できる範囲】  
開口5m以内×奥行3m以内で、歩行者等の安全な通行の妨げとならない範囲

## 屋台営業のルール

### ◆ 占有時間・屋台規格等について

- 道路・公園の占有時間は、屋台及び器材の搬入・搬出を含めて、午後5時から翌日の午前4時までであり、占有時間外に屋台及び器材等を占有場所及びその周辺（以下「占有場所等」）に放置しないこと。また、屋台等は占有時間外においても適正な場所に保管すること。
- 屋台の規格は、客席，調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、間口3m以内，奥行2.5m以内。規格外に机若しくは客席を設置し、また、規格外で飲食を提供しないこと。
- 上記規格内に設置することが困難な器材（机・客席及び囲いを除く。）は、上記規格を含めて間口5m以内，奥行3m以内の定められた範囲内に、歩行者等の安全な通行の妨げとならないように設置しなければなりません。
- 火災等の緊急事態時には、すみやかに屋台を移動できる措置を講じること。

## 屋台営業のルール

### ◆ 屋台営業について

- 屋台営業は、占有許可を受けた者自らが直接行わなければならない。屋台営業従事者がいる場合は、屋台営業届出書によりその氏名等を届け出ること。
- 屋台営業を行うに当たっては、占有許可書を携帯し、及び占有許可証を屋台内の見やすい場所に掲示すること。
- 占有許可を受けた区画において、屋台営業以外の物品の販売その他の営業行為を行わないこと。
- 屋台や占有場所等に、特定の商品や事業者を宣伝するための、のれん、のぼり旗、立看板等を設置しないこと。ただし、公共用のものや自己の屋台営業に直接的に関わるものを屋台に設置する場合はこの限りでない。
- 料金の表示については、利用客の見やすい場所に明示すること。

## 屋台営業のルール

### ◆周辺環境について

- 占用場所等は、常に洗浄を行い、汚損しないこと。
- 占用場所等に屋台営業により生じたごみ、汚水を廃棄しないこと。
- 汚水枡の使用にあたっては、グリース阻集器を設置すること。
- 側溝等に排水を行わないこと。グリース阻集器内に堆積した残渣等は産業廃棄物として処分すること。
- 騒音防止や衛生管理など、地域住民の生活環境に十分配慮すること。
- 屋台を利用する者等が利用する便所の確保に自ら努め、その場所を屋台の見やすい場所に明示し、周辺における公衆便所の整備及び維持管理に協力すること。

## 屋台営業のルール

### ◆その他

- 屋台営業のために整備された電気、水道及び下水道の設備を適正に維持管理すること。
- 道路・公園の占用料等及び上記設備の使用料を、期限内に納入すること。
- 屋台営業に関し、市が実施する講習会を受講すること。
- 占用許可の申請内容に変更があるとき、1月以上の期間にわたり休止するとき、又は屋台営業を廃止するときは、速やかに届け出ること。
- 道路・公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合に、管理者が占用許可の取り消し又は移転等を求めたときはこれに従うとともに、移転等の費用は屋台営業者が負担すること。
- 道路及び公園管理者もしくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合は、屋台営業者が損害賠償又は苦情処理を行うこと。
- その他、道路や公園の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するよう努めるとともに、道路法、都市公園法及び福岡市屋台基本条例等の関係法令等を遵守すること。

## 過去に事例の多い違反事案

- ◆午前4時以降に屋台又は車両放置
- ◆午前4時以降に器材放置
- ◆規格外営業
- ◆清掃不徹底

## ◆午前4時以降に屋台又は車両放置



17

## ◆午前4時以降に器材放置

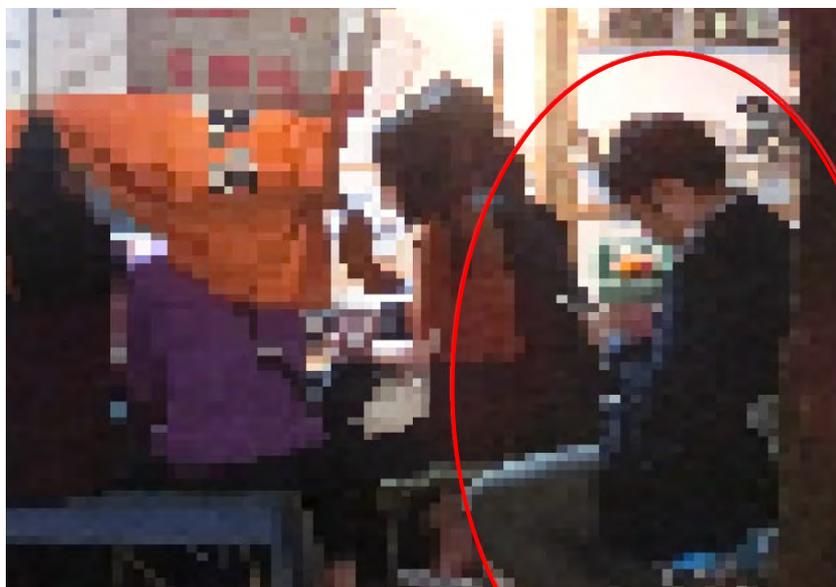


18

## ◆規格外営業 (テーブル等の設置, 飲食物の提供)



### ◆規格外営業(席待ち)



### ◆清掃不徹底



## ◆ガスボンベやビールケースが置かれたままとなっている



## ルール違反に対するペナルティ

### • 占用許可の効力の停止

警告書による指導を受けた日から6月以内に  
再び警告書による指導を受けた場合

### • 占用許可の取消

市道等占用許可を停止された日から6月以内に  
再び警告書による指導を受けた場合

⇒福岡市屋台基本条例の施行後(平成25年9月1日)  
延べ5件の占用許可の効力停止事案発生しております。

## 占用許可の申請手続き、 1年間のスケジュール等を理解

### 令和5年度 道路・公園占用等許可手続きについて

#### 1. 許可期間

3ヶ月を単位として許可

1期: **A** 4月～6月、2期: **B** 7月～9月、  
3期: 10月～12月、4期: 1月～3月

<input type="radio"/> 6月営業開始	⇒	<b>A</b>
<input type="radio"/> 7月営業開始	⇒	<b>B</b>

#### 2. 申請受付期間

※期間厳守

区 分	1期	2期	3期	4期
対象期間	<b>A</b> 6月	<b>B</b> 7月～9月	10月～12月	1月～3月
受付期間	5/1～5/8 (月) (月)	6/1～6/5 (木) (月)	9/1～9/5 (金) (火)	12/1～12/5 (金) (火)
許可書の交付	5/29～5/31 (月) (火)	6/28～6/30 (水) (金)	9/27～9/29 (水) (金)	12/20～12/22 (水) (金)
占用料等の納付				

【土・日曜日を除く／受付時間: 9時から15時30分まで】

## 令和5年度 道路・公園占用等許可手続きについて

### 3. 提出書類

提出書類		1 期	2～4期	変更時
【道路】 道路占用許可申請書 道路使用許可書(写)	【公園】 公園内行為許可申請書 公園占用許可申請書	○	○	
誓約書 ※ 区役所の窓口で用紙交付		○		
屋台営業届出書(様式第1号) ※営業者・従事者の顔写真を貼付		○		
営業許可書又は営業許可通知書(写) ※紛失の場合は、保健福祉センター発行の証明書		○		
講習会の受講証(写) ※ 講習会終了後、配布。		○		
屋台営業(変更/休止/廃止)届出書(様式第3号)				○

## 令和5年度 道路・公園占用等許可手続きについて

### 4. 申請

**屋台営業者本人が申請**しなければなりません。

※本人確認のため、写真つき身分証明書(運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど)をご持参ください。

### 5. 提出先

- 博多区で営業の屋台 → 博多区役所(8階)維持管理課
- 中央区で営業の屋台 → 中央区役所(3階)管理調整課

屋台の営業にあたっては、道路法や都市公園法および福岡市屋台基本条例をはじめとした関係法令等にもとづき、様々なルールを守っていただく必要があります。以下に記載した内容は、その主なものです。

これらのルールに違反した場合は、注意や警告、道路・公園の占用許可の停止や取り消し、許可の不更新の対象となる場合があります。

## ◆ 占用時間・屋台規格等について

- 道路・公園の占用時間は、屋台及び器材の搬入・搬出を含めて、午後5時から翌日の午前4時までであり、占用時間外に屋台、器材及び車両を占用場所及びその周辺の公共の場所（以下「占用場所等」）に放置しないこと。  
また、屋台等は占用時間外においても適正な場所に保管すること。
- 屋台の規格は、客席、調理場及び器材置場並びに囲いを含めて、間口3m以内、奥行2.5m以内。規格外に机若しくは客席を設置し、また、規格外で飲食を提供しないこと。
- 上記規格内に設置することが困難な器材（机・客席及び囲いを除く。）は、上記規格を含む間口5m以内、奥行3m以内の定められた範囲内に、歩行者等の安全な通行の妨げとならないように設置すること（裏面「屋台設置のイメージ」参照）。
- 占用許可を受けた区画において、屋台営業以外の物品の販売その他の営業行為を行わないこと。
- 屋台や占用場所等に、特定の商品や事業者を宣伝するための、のれん、のぼり旗、立看板等を設置しないこと。ただし、公共用のものや自己の屋台営業に直接的に関わるものを屋台に設置する場合はこの限りでない。
- 屋台営業を行うにあたっては、道路・公園の占用許可書を携帯し、道路・公園の占用許可証を屋台の見やすい場所に掲示すること。
- 火災等の緊急事態時には、すみやかに屋台を移動できる措置を講じること。

## ◆ 本人による営業について

- 屋台営業は、占用許可を受けた者自らが直接行わなければならない。屋台営業従事者がいる場合は、屋台営業届出書によりその氏名等を届け出ること。
- 料金の表示については、利用客の見やすい場所に明示すること。

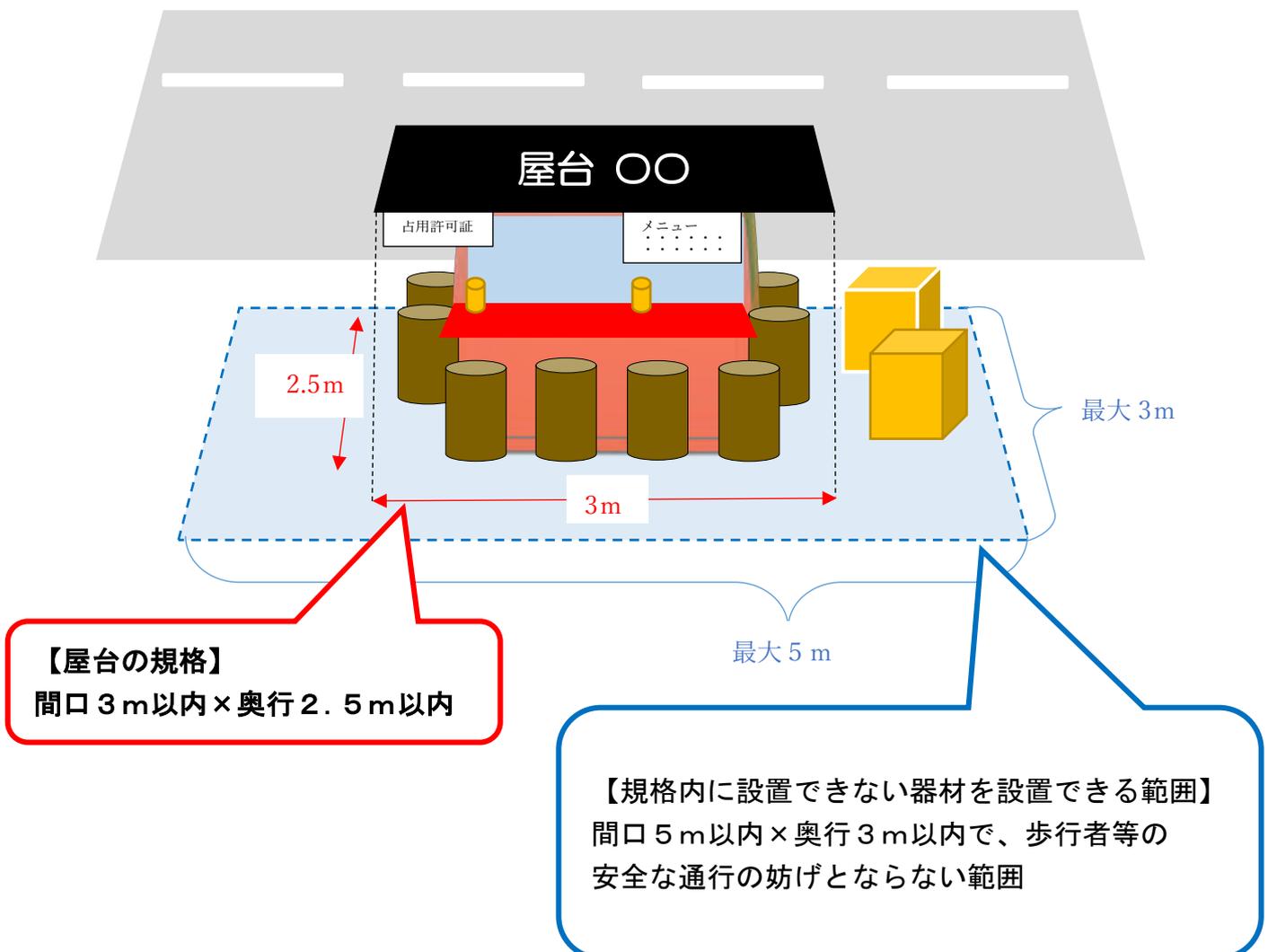
## ◆ 周辺環境について

- 占用場所等は、常に洗浄を行い、汚損しないこと。
- 占用場所等に屋台営業により生じたごみ、汚水を廃棄しないこと。
- 汚水桝の使用にあたっては、グリース阻集器を設置すること。
- 側溝等に排水を行わないこと。グリース阻集器内に堆積した残渣等は産業廃棄物として処分すること。
- 騒音防止や衛生管理など、地域住民の生活環境に十分配慮すること。
- 屋台を利用する者等が利用する便所の確保に自ら努め、その場所を屋台の見やすい場所に明示し、周辺における公衆便所の整備及び維持管理に協力すること。

## ◆その他

- 屋台営業のために整備された電気、水道及び下水道の設備を適正に維持管理すること。
- 道路・公園の占用料等及び上記設備の使用料を、期限内に納入すること。
- 屋台営業に関し、市が実施する講習会を受講すること。
- 占用許可の申請内容に変更があるとき、1月以上の期間にわたり休止するとき、又は屋台営業を廃止するときは、速やかに届け出ること。
- 道路・公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合に、管理者が占用許可の取り消し又は移転等を求めたときはこれに従うとともに、移転等の費用は屋台営業者が負担すること。
- 道路及び公園管理者もしくは第三者に損害を与え、又は第三者から苦情があった場合は、屋台営業者が損害賠償又は苦情処理を行うこと。
- その他、道路や公園の構造を保全し、交通の危険を防止し、又は円滑な交通を確保するよう努めるとともに、道路法、都市公園法、及び福岡市屋台基本条例等の関係法令等を遵守すること。

## 屋台設置のイメージ



## 令和5年度 道路占用許可及び公園占用等許可手続きについて

### 1. 許可期間

3ヶ月を単位として許可

1期：4月～6月、2期：7月～9月、3期：10月～12月、4期：1月～3月

### 2. 申請受付期間

※期間厳守

区 分	1期	2期	3期	4期
対 象 期 間	A 6月	B 7月～9月	10月～12月	1月～3月
受 付 期 間	5/1 ～ 5/8 (月) (月)	6/1 ～ 6/5 (木) (月)	9/1 ～ 9/5 (金) (火)	12/1 ～ 12/5 (金) (火)
許可書の交 付	5/29 ～ 5/31 (月) (火)	6/28 ～ 6/30 (水) (金)	9/27 ～ 9/29 (水) (金)	12/20 ～ 12/22 (水) (金)
占用料等の納 付				

【土・日曜日・祝日を除く／受付時間：9時から16時まで】

○ 6月営業開始 ⇒ A

○ 7月営業開始 ⇒ B

### 3. 提出書類

#### (1) 申請時

提出書類		今回分	毎 期	毎年1期 のみ	変更時
【道路】 道路占用許可申請書	【公園】 公園内行為許可申請書 公園占用許可申請書	○	○		
道路使用許可書（写） ※警察署発行の許可書			○		
誓約書 ※ 区役所の窓口で用紙交付		○		○	
屋台営業届出書（様式第1号） ※営業者・従事者の顔写真を貼付【注①】		○		○	
営業許可書又は営業許可通知書（写） ※保健福祉センター発行の証明書				○	
講習会の受講証（写） ※ 講習会終了後、配布		○		○	
設備使用についての誓約書		○			
見取図・位置図・断面図		○			
屋台営業（変更／休止／廃止）届出書 （様式第3号）【注②】					○

【注①】「屋台営業届出書（様式第1号）」には、申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、

上半身のもので縦4cm×横3cm程度の占有許可者本人・屋台営業従事者の写真の貼付が必要です。

【注②】市道等占有許可申請書又は書類の内容に変更があるときは、下記時期にすみやかに屋台営業（変更／休止／廃止）届出書（様式第3号）を提出してください。

○屋台営業の休止、廃業等の場合は、その都度提出。

○屋台営業従事者の変更がある場合は、変更が生じた日の直後の市道等占有許可の更新時。

（なお、新たに屋台営業従事者を雇用したときは、【注①】と同様の写真も一緒に提出してください。）

#### (2) 許可書の交付時（初回申請の時のみ）

提出書類	今回分
道路使用許可書（写） ※警察署発行の許可書	○
営業許可書又は営業許可通知書（写） ※保健福祉センター発行の許可書	○
トイレへの案内図	○
メニュー表	○

#### 4. 申請

屋台営業者本人が申請しなければなりません。

※ 本人確認のため、写真つき身分証明書（免許証・パスポート・住民基本台帳カード・マイナンバーカードなど）をご持参ください。

※ 占用料等の納付及び許可書の交付は、加入組合で一括して行うことができます。

#### 5. 提出先

○博多区で営業の屋台      博多区役所（8階）      維持管理課（☎ 419-1061）

○中央区で営業の屋台      中央区役所（3階）      生活環境課（☎ 718-1086）